

# 予備電源について

2023年4月5日

資源エネルギー庁

# 今回御議論いただきたい論点

- 第73回作業部会にて提示した論点のうち、今回は⑥、⑦、⑨、⑩、⑫について御議論いただきたい。

第73回 制度検討作業部会  
(2022年12月21日) 資料5

| 論点                  | 検討内容（例）                                                                                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 対象電源              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予備電源の候補（休止中及び休廃止が見込まれる電源）の状況</li><li>・ 燃料種の違いを踏まえた対応</li></ul>             |
| ② 立ち上げ期間            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 想定リスクを踏まえた立ち上げ期間の設定</li></ul>                                              |
| ③ 募集エリア             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 供給信頼度、市場分断、エリアの分散等を踏まえた募集エリアの設定</li></ul>                                  |
| ④ 制度適用期間            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期検査、設備老朽化等を踏まえた制度適用期間の設定</li></ul>                                        |
| ⑤ 募集タイミング           | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容量市場の実施時期を踏まえた効果的な電源確保タイミング</li></ul>                                      |
| ⑥ 募集量               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 想定リスクや今後の休廃止状況も踏まえた募集量の設定</li></ul>                                        |
| ⑦ 調達方式              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会コストの低減の観点を踏まえた落札電源の決定方法</li></ul>                                        |
| ⑧ リクワイアメント、ペナルティ    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本制度及び容量市場等のリクワイアメントとペナルティ</li><li>・ 稼働が決定した場合の本制度における取扱い</li></ul>         |
| ⑨ 予備電源としての対象費用      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象費用の範囲、事業報酬の在り方、入札上限価格の在り方</li></ul>                                      |
| ⑩ 入札時の規律の在り方        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入札価格、数量の在り方</li></ul>                                                      |
| ⑪ 立ち上げプロセス、応札価格の在り方 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 想定されるリスクと立ち上げプロセス及びそのリクワイアメントの在り方</li><li>・ 予備電源が応札する場合の応札価格の在り方</li></ul> |
| ⑫ 費用負担              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 費用負担の仕組み</li></ul>                                                         |
| ⑬ 実施主体              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 立ち上げプロセスとの連携、国との連携等を踏まえた実施主体の在り方</li></ul>                                 |

- 1. 調達方式**
2. 入札規律・対象費用
3. 調達量・費用負担

## 論点7 調達方式（評価項目）

- 前回の本作業部会において、調達方式について、オークション方式（価格評価方式）、事業者提案（総合評価）方式、随意契約（相対契約）の3案をお示しし、御議論いただいた。
- その中で、特にオブザーバー（発電事業者）からは、立ち上げ費用や期間など、価格以外の要素で電源ごとに異なる事情が多くあるため、事業者提案（総合評価）方式は検討に値するといった御意見があり、委員の皆様からも事業者提案（総合評価）方式もひとつの有力な手法である旨の御意見をいただいたところ。
- 以上を踏まえ、高経年火力等の状態は個別に大きく異なることや、対象となり得る電源が限られているといった状況の中、必要な予備電源を社会コストを低減させつつ柔軟に調達する観点から、**事業者提案（総合評価）方式を基本として検討を深めることとしてはどうか。**
- ただし、事業者提案（総合評価）方式にする場合は、事前に審査項目や審査基準等を明確にしておくべきとの御意見も複数いただいた。具体的な評価項目のイメージは、例えば次ページの表のように考えられる。これらの項目について、今後議論を深めることとしてはどうか。

# 論点 7 調達方式（評価項目）

- 事業者提案（総合評価）方式の場合、評価項目は価格評価と価格以外の評価に大別されると考えられる。
- 予備電源の選定にあたり、具体的にどのような点を評価していくべきか。また、これらの評価項目のうち、どのような項目を重視すべきか。

総合評価方式における評価項目のイメージ

|         | 評価項目                              | 具体的な評価のポイント                                                                |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 価格評価    | ・ 予備電源としての年間コスト（休止維持コスト等）（円/kW・年） |                                                                            |
|         | ・ 立ち上げコスト(円/kW)                   |                                                                            |
| 価格以外の評価 | ・ 事前に必要な修繕・補修                     | ・ 修繕等が必要な項目の有無、その内容<br>・ 修繕等に必要な期間（工程表等により判断）<br>・ 修繕等のため、発電できない期間の有無、その期間 |
|         | ・ 休止中の作業等                         | ・ 休止中の人員配置計画、設備維持の計画等が立てられているか                                             |
|         | ・ 立ち上げに伴う作業等                      | ・ 立ち上げに必要な期間<br>・ 立ち上げ後の燃料調達に懸念や制約はあるか<br>・ 立ち上げが決定した後に円滑に作業・人員配置等を行えるか    |
|         | ・ その他の加点項目等                       | ・ 予備電源が特定のエリアに偏ることにならないか<br>・ その他、必要に応じて設定                                 |

## 【参考】調達方式（その他申請項目）

- 総合評価方式における事業者選定に当たっては、直接は評価の対象とはならないものの、その他の申請項目として事業者からの提出を要するものも考えられる。
- 例えば、立ち上げ期間の短期／長期や、制度適用期間（2年・3年を基本）については、事業者からの提案に委ねることで、個別電源の点検・修繕、燃料調達等の実態に即した電源調達が可能になるとも考えられる。
- これらの情報は、その長短により予備電源としての優劣があるものではないと考えられるが、予備電源の決定にあたっては重要な情報となるため、提出を求めることも考えられる。
- また、短期立ち上げ・長期立ち上げの双方での応募や、年度単位以外の期間での応募等も広く認めることで、全体として調達の最適化を図ることも可能となり得る。

### その他申請項目のイメージ

|          | 項目            | 備考                                |
|----------|---------------|-----------------------------------|
| その他の申請項目 | ・ 立ち上げ期間      | ・ 短期立ち上げ／長期立ち上げ（複数提案可）            |
|          | ・ 制度適用期間      | ・ 2年／3年（複数提案可、これ以外の期間（例：2年3か月）も可） |
|          | ・ 価格の詳細積算     | ・ 予備電源としての年間コスト、立ち上げコスト           |
|          | ・ オークション・公募実績 | ・ 応募時点での落札実績                      |

# 【参考】前回の本作業部会で頂いた御意見

## 第76回制度検討作業部会（2023/2/27）

- 予備電源候補となる電源が限定的で、量も多くないことが見込まれるので、オークション方式ではなくて随意契約で個別に決定する方式も、十分あり得るのではないかと。
- 総合評価や随意契約は、検討には値すると思うが、社会的コストが高くなる可能性に加え、本来オークション方式なら落札されていた電源が、他の方式だと落札されなかったことに対して事業者から不満が出る可能性も踏まえ、事前に評価基準を明確にし、事後に選定理由を開示することが肝要と思う。
- 随意契約は余程のことがない限り避けるべき。予備電源制度の特徴を鑑みて、オークション方式が難しいことはよく理解できるので、総合評価方式として、場合によっては随意契約での調達と考えられるのではないかと。
- 容量市場での目標調達量に関する議論との兼ね合いを要考慮。調達スケジュール・量・方式の全体像を整理してから、調達方式について再度議論すべき。
- オークション方式は、予備電源確保の目的や役割が明確で、コスト以外の項目を全てリクワイアメントで設定できるなら最も望ましい。ただし、これまで論点になった燃料種の多様性等を考慮するなら、工夫が必要。総合評価は、価格以外の点をリクワイアメント以外の形でどう評価するのか、想定される具体例があると今後議論しやすい。随意契約は、メリットとして「予備電源を確実に調達できる」と書かれており、候補電源の状況によっては立ち上げ期間等を変えていく印象を受けたが、予備電源の確保目的との整合性が必要ではないかと。
- 調達方式について、随意契約の提案背景・活用イメージは何か。オークションか総合評価のいずれかを中心として、調達量が足りなかった場合の随意契約といったハイブリッド方式のイメージか。
- 一般的に考えるとオークション方式になろうが、予備電源は、立ち上げ費用や期間など、価格以外の要素で電源ごとに異なる事情が多くある。また一方でどのような電源を予備電源として確保すべきかという活用側の視点もあると思う。これらの要素について、事業者提案（総合評価）方式は、評価基準に透明性・公平性を確保しながら反映できるため、検討に値する。

## 【参考】他の制度・仕組みにおける評価項目

| 項目      | 現行スマートメーター<br>通信・関連システムのRFP                                                                                                                                                                     | 再エネ海域利用法に基づく<br>洋上風力発電事業者の公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格評価    | (北陸電力)<br>通信システム構築費・維持・運用費<br>について構築完了までの総コスト                                                                                                                                                   | {公募参加者の最低供給価格(円/kWh)／当該事業者の供給価格(円/kWh)} ×120点<br>※一定水準以下の場合は一律120点                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 価格以外の評価 | (東京電力)<br>「技術審査」<br><ul style="list-style-type: none"> <li>外部接続性・技術的拡張可能性<br/>(新サービス向け機能を織り込んでいるか、システムやデータフォーマットが国際標準か等)</li> <li>導入スケジュール(可能な限り前倒しで設置できるか)</li> </ul> ※書類審査に加え、プレゼンテーション審査も実施。 | 各項目を5段階評価で点数化<br><b>【事業の実施能力80点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始時期の迅速性</li> <li>事業の基盤面(実施体制・実績・財務計画の適切性)</li> <li>事業の実行面(設備構造・施工計画・工程・維持管理・撤去等の適切性)</li> <li>電力安定供給(ハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性等)</li> </ul> <b>【地域調整, 経済波及効果40点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関の長等との調整能力</li> <li>地域との協調共生策</li> <li>地域・国内経済への波及効果</li> </ul> ※聴取する知事意見を最大限尊重して評価 |

1. 調達方式
- 2. 入札規律・対象費用**
3. 調達量・費用負担

## 論点10 入札規律

- 予備電源の募集に当たっての規律について、kW公募や容量市場等の仕組みを参考にしつつ、社会コストの抑制等の観点からどのように考えるか。
- kW公募では、募集容量を満たすために落札不可欠である電源が存在していたため、当該電源を保有する事業者が価格支配力を有しており、高値で入札しても確実に落札される状況であった。そのため、当該事業者に対して、入札価格に規律が設けられた。
- また、容量市場では、電源を多く保有する事業者による意図的な価格操作を防ぐため、価格つり上げや売り惜しみに関する規律が設けられている。
- 予備電源制度は、候補となる高経年火力電源等の数が限られることが想定されるため、kW公募と同様に、必要調達量を満たすために調達不可欠である電源が存在し得ると考えられる。
- したがって、予備電源制度においても、入札価格に一定の規律を設けることとしてはどうか。

## 論点10 入札規律、論点9 対象費用

- 一定の規律を設けるにあたり、kW公募等と同様に、入札価格の妥当性を監視等委員会において事後的に確認することとし、入札価格に織り込むことが適切な費目については、休止電源の維持等に必要な費目を基本とすることとしてはどうか。
- なお、費目の詳細についてはkW公募等他制度の価格規律を参考にしつつ、今後検討を進めることとしてはどうか。
- また、規律の方法として上限価格の設定も考えられるが、予備電源は候補となる高経年火力の状態に差があり、実際の入札価格水準を予見しづらいことや、これまで同様の制度がなく、合理的な上限価格の設定が困難となることが考えられる。
- そこで、kW公募において2021年度冬季の開始時は上限価格を設定しなかったものの、入札価格の実績等を踏まえ2022年度冬季から設定したことを参考に、予備電源制度においても、実施状況を見ながら上限価格の設定を検討することとしてはどうか。

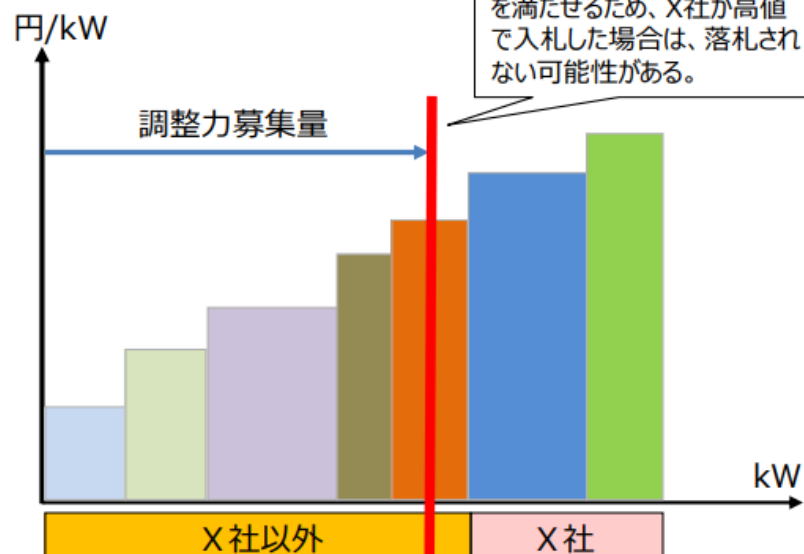
# 【参考】kW公募における入札価格の規律の必要性

第63回制度設計専門会合  
(2021年7月30日) 資料7

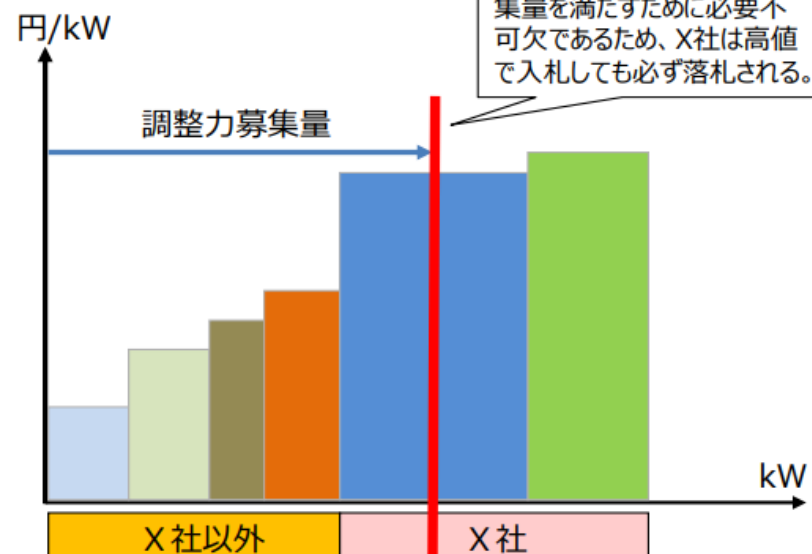
## 入札価格の規律の必要性

- 電力・ガス基本政策小委員会の議論では、今回の公募について、
  - 募集容量55万kWに対し、休止中の電源の1つである姉崎火力（60万kW）は1基で募集容量を満たす一方、規模の小さい自家発やDRは、すべて合計しても募集容量に達しない可能性が高い。ということが言及されている。これは、すなわち、今回の公募において、姉崎火力を保有する事業者はPivotal Supplier（当該電源がなければ募集容量を満たすことができない存在）であることを示唆しており、当該事業者は高値入札を行っても確実に落札される（価格支配力を有する）。
- したがって、こうした事業者が存在する可能性がある場合、厳格な入札価格のルール設定及び監視が必要となる。

### ●市場支配力を行使できない



### ●市場支配力を行使可能



# 【参考】容量市場における入札価格の規律の必要性

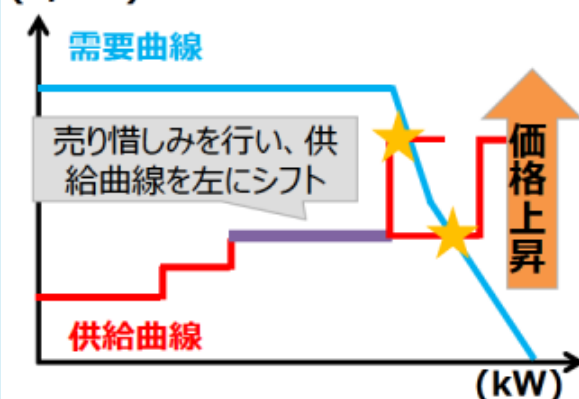
第29回制度検討作業部会  
(2019年2月28日) 資料3-2

## 論点②行為 - 市場支配力行使の類型

- 約定価格が日本全体で必要な供給力の維持に最低限必要な水準を上回ることとなると、小売電気事業者の容量支払い額がその分増加する。
- 本来的には、売り入札は電源を新設・維持するために容量市場から正味に回収が必要な金額で入札されることが経済合理的であると考えられる。一方で、約定価格に影響を与える能力を有すると考えられる事業者が、特段の事情がなく、その価格を不当に上回る価格で売り入札を行い、結果として、不当な約定価格が形成される場合には、容量市場の趣旨に反する行為であると考えられるのではないか。

### 売り惜しみ

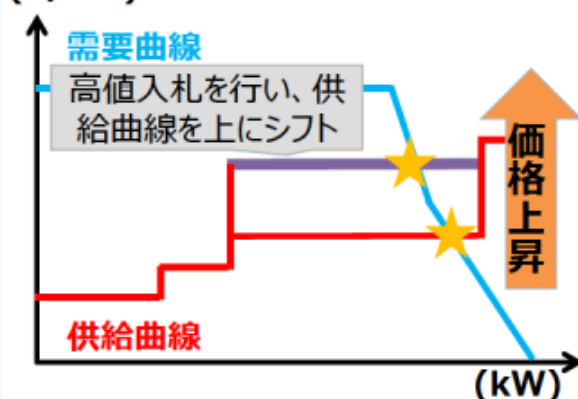
(¥/kW)



売り惜しみをを行い約定価格を引き上げることで不当な利益を得る

### 価格つり上げ

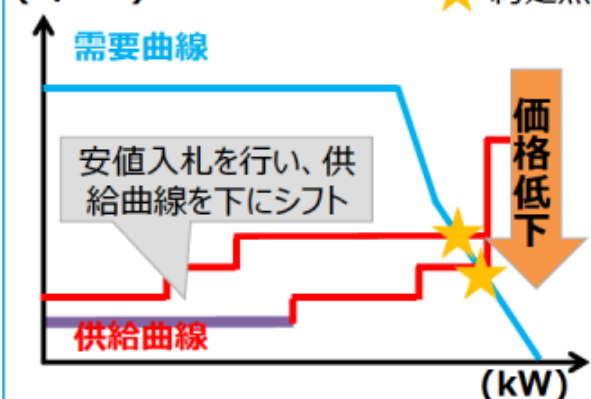
(¥/kW)



高値入札を行い約定価格を引き上げることで不当な利益を得る

### 価格引き下げ

(¥/kW)



安値入札を行い約定価格を引き下げることで他社発電を圧迫

# 【参考】長期オークションにおける入札価格の規律の必要性

第61回制度検討作業部会  
(2022年1月21日) 資料 4

## 入札価格に関する規律の必要性について

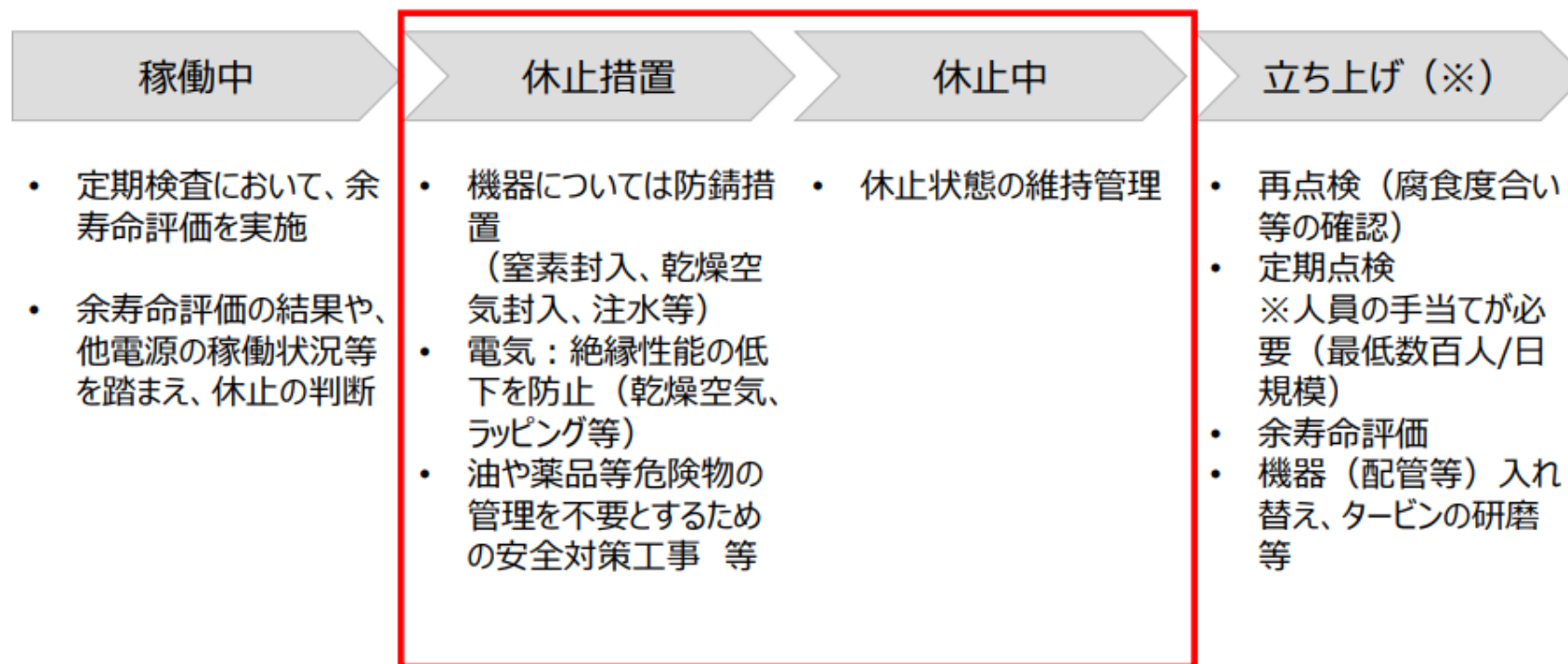
- 現行容量市場では、市場支配力を有する事業者が価格つり上げを行うことを防止するため、入札ガイドラインにおいて、支配的事業者が価格つり上げに該当しない応札価格の考え方が示されている。
- 本制度措置では、脱炭素電源への新規投資を対象に入札を実施するため、（既設電源を多く保有する市場支配力のある事業者が存在する現行容量市場とは異なり、）基本的に市場支配力を有する事業者は存在しないことから、市場支配力を有する事業者を念頭においた入札価格に関する規律は必要ではないと考えられる。
- 一方で、本制度措置は入札によって落札電源を決定する仕組みであることから、入札を通じて国民負担の最小化を図ることとなるが、かかる目的を達成する観点から、全ての事業者を対象に「上限価格の設定」や「入札価格の監視」等の入札価格に対する一定の規律を設けることが必要ではないか。
- なお、これらの規律を設けるにあたっては、入札価格に織り込むことが適切なコストについて整理することが必要。
- 本制度措置における入札価格に織り込むことが適切なコストについては、本制度措置の趣旨・目的を踏まえて、例えば以下のような項目それぞれの取扱いに関する検討を今後具体的に進めていくこととしてはどうか。
  - 建設費、廃棄費用
  - 制度適用期間中に発生する運転維持費
  - 系統接続費、事業税、発電側課金
  - 事業報酬（資本コスト）
  - 他市場収益

# 【参考】予備電源制度で手当てする費用

第71回制度検討作業部会  
(2022年10月31日) 資料4

## 休止電源の維持に必要なコストのイメージ

- 予備電源制度で手当てする費用は、以下の図の赤枠の範囲とすべきではないか。



※立ち上げ期間によっては、立ち上げに係る作業の一部を休止段階から実施することもありうる。

# 【参考】kW公募における入札対象費用

第63回制度設計専門会合  
(2021年7月30日) 資料7

## 入札価格の基本的な考え方

- 市場支配力が行使可能な事業者に対する入札価格の規律については、不合理な価格設定を抑制しつつ、稼働に要するコスト等については、適切に回収されるようなものであるべき。
- 稼働に要するコスト等としては、例えば、以下の費目を基本とした必要最小限のコストを入札価格として設定することとしてはどうか（マストラン費用の必要性は後述）。
  - － 燃料費等の入札時点では不確定な要素については、合理的な予測に基づく価格とすること。
  - － 減価償却費等は、今回応札する電源の稼働において追加的に発生する費用を対象とすること。

### <kW費用内訳>

- ・ 人件費
  - ・ 管理費
    - － 運転計画、財務管理、システム費用等
  - ・ 減価償却費
  - ・ 燃料基地運営費
  - ・ 設備工事費（修繕、取替等）
  - ・ 試運転費用
  - ・ 起動費
  - ・ 委託費（燃料加工費等）等
- ・ 燃料費等

### <kW費用>

固定費※

※適正利潤を含む

マストラン費用

### <費用回収>

入札価格

精算  
価格

↑ スポット市場等での  
収益の還元（後述）

1. 調達方式
2. 入札規律・対象費用
- 3. 調達量・費用負担**

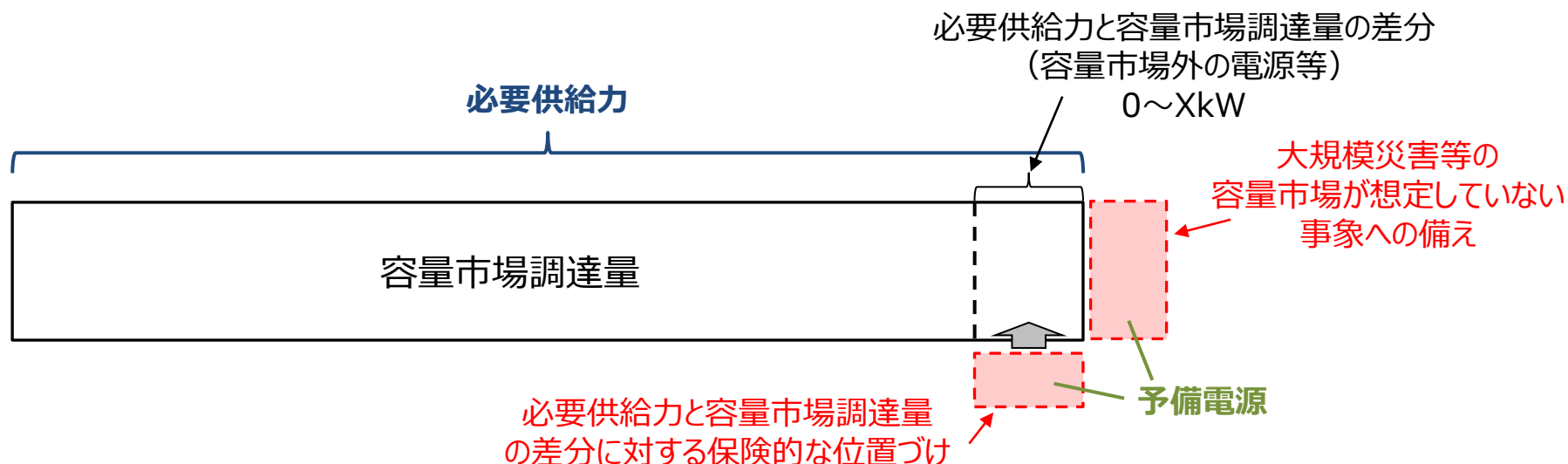
## 論点 6 調達量

- これまで、予備電源は「準供給力」として容量市場を補完する位置づけとして議論いただいており、予備電源の調達量に関しては、容量市場における募集量や、供給信頼度評価の在り方の検討状況を踏まえて検討することとしていた。
- 必要供給力と容量市場の関係については、第60回電力・ガス基本政策小委員会にて議論が行われ、容量市場外の供給力が一定程度見込まれる状況下においては、容量市場での調達量は、必要供給力全量ではなく、一定量を差し引くことが提案された。
- また、必要供給力と容量市場における調達量との差分の一部について、保険的にカバーできるよう、短期的に立ち上げ可能な予備電源を一定量確保していく方向性も提案された。
- なお、大規模災害など、容量市場が想定していない事象への備えとしては、一定量を予備電源（長期の立ち上げを想定するものが中心）で確保していくこととなると考えられる。
- 小委員会では様々な御意見をいただいたところではあるが、これらの議論を踏まえ、予備電源の調達量の在り方についてどのように考えるか。

## 論点 6 調達量

- 仮に、小委員会で提案されたような、必要供給力と容量市場における調達量との差分が生じることとなり、予備電源をそれに対する保険的な位置づけと考えた場合、容量市場に参加せずに稼働する電源等と安定供給の関係をどのように捉え、予備電源の調達量の議論に反映すべきか。
- また、容量市場が想定していない事象への備えとして、これらのリスクをどのように評価し、予備電源の調達量にどのように反映すべきか。
- さらに、短期的な立ち上げの電源と長期的な立ち上げの電源の調達量のバランス等について、どのように考えるか。

### 必要供給力と容量市場における調達量、予備電源の関係 (小委員会での議論のイメージ)



## 論点② 容量市場以外での供給力確保策

- 容量市場において必要供給力を全量調達しない場合、安定供給確保に万全を期するためには、予見しがたい事情の変化等により期待していた容量市場外の供給力が不足し、必要供給力を満たすことができなくなるリスクへの備えが必要になる。
- 具体的なリスクとしては、例えば、容量市場外の電源がトラブル等により休廃止となり、容量市場外の供給力が当初の想定よりも少なくなる状況が考えられる。
- こうしたリスクへの対応については、現在、大規模災害など容量市場が想定していない事象に備える供給力確保策として検討中の予備電源を、容量市場を補完する観点からも活用することとしてはどうか。
- 具体的には、必要供給力と容量市場における調達量との差分の一部を保険的にカバーできるよう、（短期的に立ち上げ可能な）予備電源を一定量確保していくこととしてはどうか。  
※別途、大規模災害など、容量市場が想定していない事象への備えとして、一定量を予備電源で確保していくこととなる。
- また、予備電源の確保量については、これまで予備電源制度の詳細設計を検討してきた、本小委の下の制度検討作業部会において決定することとしてはどうか。

## 【参考】3/29電力・ガス基本政策小委員会での御意見 (必要供給力と容量市場・予備電源の関係性)

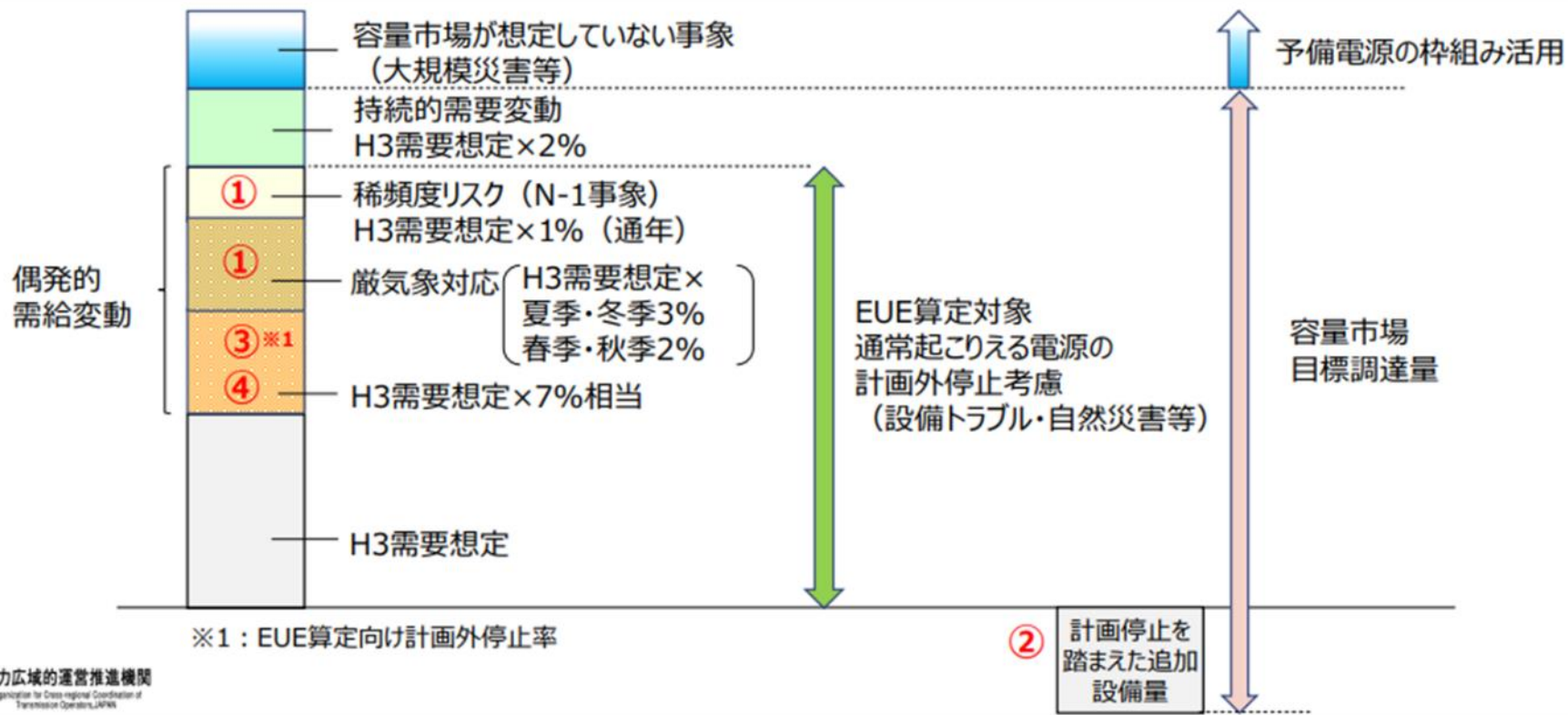
- 容量市場以外の供給力が具体的にどういうものかを示し、それに頼って良いかを議論すべき。
- 容量市場における調達量を必要供給力から一定量差し引く場合、供給計画に記載されている容量市場外の電源の中長期的な見込みを分析する等、リクワイアメントが課されていない電源で必要供給力を確保することについて、安定供給上の懸念がないかを説明する必要がある。
- 予備電源の役割が高まっていくと感じたが、高経年火力や休止中火力が含まれるはずなので、電力価格への影響等、逆に社会コストが高くなるかもしれないと考えながら、制度設計する必要がある。
- 容量市場外の供給力や予備電源の蓋然性について、容量市場で確保する供給力に関する広域機関の整理を踏まえ、きちんと理屈を立てる必要がある。どの程度を予備電源として維持していくかが重要。
- 容量市場で安定供給を維持する前提で議論してきたため、齟齬が出るように思うが、社会コストのいたずらな増加を回避すべく、容量市場での調達量から一定量を控除するものと理解。そうすると、他制度による調達量と被らないよう、他制度の立ち上がりにつれて容量市場の調達量を見直すことは不可避。容量市場外の必要供給力は、既に容量市場での調達量から引かれている分もあるため、改めて精査するのは当然。
- 容量市場外の供給力をいたずらに認めると、安定供給上の管理が難しくなると思う。これから予備電源も始まるが、非常時での位置づけであり、容量市場のように平常時でも扱うと、現状のkW公募と同様に、社会コストが低減されているかを検討する必要がある。
- 23年度供給計画とりまとめにて、24年度と違って25年度以降は、信頼度基準を満たさない断面もある。容量市場における調達量を必要供給力から一定量控除する場合、25年度以降は追加オークションでも需給バランスが改善されず、供給計画とりまとめ等実需給に近い断面での対応の判断が必要になると思う。供給力不足に対する対応が毎年必要になってしまうので、継続的な供給力確保を踏まえた方法を議論いただきたい。
- 容量市場外の電源を供給力として見込むと、その電源のkW価値が適正に評価されないため、電源維持に対するネガティブなメッセージとなり、電源投資のための予見性が損なわれるおそれがないか、十分な検討が必要。

# 【参考】必要供給力の考え方（調整力等委員会）

第60回 電力・ガス基本政策小委員会  
(2023年3月29日) 資料3

## 【参考】検討項目①～④の相互関係

- 検討事項①～④の関係を下図に示す。  
供給力増加方向となる厳気象対応(①)および、第77回(2022年9月28日)本委員会で整理された持続的需要変動対応分の見直しは、それぞれ異なる事象の必要量であることから増加量に重複はないと考えられる。
- なお、電源脱落については、稀頻度リスクと計画外停止の両面で考慮されているが、稀頻度リスクは、厳気象需要発生時に追加的電源脱落等が同時発生した際に必要な供給力と整理されているため、これまでの整理に則り引き続き確保していくことでどうか。



## 論点12 費用負担

- 第60回電力・ガス基本政策小委員会においては、供給力確保に伴う費用負担の在り方についても議論された。
- 同小委員会においては、今回の供給信頼度評価見直しによる必要供給力の増加分のうち、持続的需要変動分、厳気象対応の増加分の負担の在り方について、小売電気事業者の負担とすることが提案されるとともに、現在小売電気事業者の負担としている稀頻度リスクの在り方についても議論が行われた。また、小売電気事業者の負担を、予見可能性の高い需給変動対応分に限定することについても提案されたところ。
- 容量市場に関して、費用負担の在り方について上記のような議論がなされていることを踏まえ、予備電源の費用負担をどのように考えるか。
- 具体的には、小委員会での議論も踏まえつつ、予備電源の位置づけについて、必要供給力と容量市場における調達量との差分の一部を保険的にカバーし得るものや、容量市場が想定していないリスクへの対応ととらえた場合、その負担の在り方（一般送配電事業者/小売電気事業者）について、どのように考えるか。

## 論点③ 費用負担の在り方

- 容量市場において、容量確保に必要な費用は、その一部（H3需要の7%）を一般送配電事業者が負担し、残り（約106%）を小売電気事業者が負担することとしている。
- これは、電気事業法上、小売電気事業者に供給力確保義務が課せられていることを踏まえ、供給力の確保費用は基本的に小売電気事業者の負担としつつ、一般送配電事業者による需給調整の費用として託送料金で認められた分を控除しているものである。
- ただし、現行制度においても、kW公募や電源入札のような容量市場以外の供給力確保策については、その費用を一般送配電事業者（託送料金）の負担としている。
- 今回の供給信頼度評価の見直しによる必要供給力の増加（H3需要の3～4%）のうち、持続的需要変動分（+1%）は、景気の長期トレンドに基づく需要の差分であり、これまでの整理に沿って、小売電気事業者の負担としてはどうか。
- 厳気象対応の増加分（+1%）についても、これまでの整理にならば、小売電気事業者の負担となる。
- 他方、現行制度においても、厳気象対応分の一部（電源Ⅰ'）は一般送配電事業者（託送料金）負担としている。また、現状、稀頻度リスク（1%）を小売電気事業者の負担としていることは、小売電気事業者にとって過大な負担であるとの考え方もある。
- こうした中で、小売電気事業者の供給力確保義務の観点から、供給力確保費用に関する小売電気事業者の負担の在り方について、どのように考えるか。例えば、小売電気事業者の負担を、予見可能性の高い需給変動対応分に限定することは考えられるか。

## 【参考】3/29電力・ガス基本政策小委員会での御意見 (費用負担の在り方について)

- 容量確保に必要な費用が小売負担であれば、容量拠出金を減らすために夏や冬のピークシフトを行うインセンティブになるため、小売負担とするのも良いのではないか。託送料金がkWにも紐づく形となれば同じ結果になると思うが、より需要家に近い分、小売事業者を介するというのも意味があると思う。
- 費用負担の在り方は、各事業者の役割（一般送配電事業者は電圧・周波数維持義務を負う一方、小売電気事業者は容量拠出金の支払いによって供給力確保義務を履行する）を踏まえた検討が重要。また、支払った費用を適切に回収できるようにする必要がある。
- 供給信頼度の見直しのうち、追加設備量や持続的需要変動分は、予見可能性が高い。稀頻度リスクも、予め考え方を整理してその量が分かっているならば、予見性は高くなると理解しているため、検討いただきたい。

## 論点2 費用負担の在り方について

- 休止中の予備電源に手当する費用については、予備電源としての調達プロセスを通じ、最終的に落札事業者に支払われる。この費用負担の在り方についてどう考えるか。
- 例えば、供給力確保義務は小売事業者に課せられているものであり、容量市場においては、国全体で確保した供給力に対し、一般送配電事業者が確保すべき調整力分を除き、小売電気事業者が容量拠出金を支払うこととされている。
- また、kW公募は、本来小売事業者が調達すべき供給力について、送配電事業者が調整力公募という形で便宜的に調達すると整理され、調整力公募同様に託送料金による費用回収が行われることとされた。
- 一方で、予備電源は、調達時点で直ちに供出される供給力ではないが、大規模災害等のような想定外のリスクへ備えた「準供給力」と位置づけられるものであり、リスクが顕在化した際には、供給力確保プロセスを通じて供給力を供出することが役割である。
- こうした予備電源の位置づけや事業者の役割を踏まえ、予備電源の費用負担の在り方についてどう考えるか。